

ノルウェー

■ノルウェーにおけるクオータやそれに準ずる制度に対する動き

2002年以前の株式上場企業における女性役員比率は5~7%に留まっていたが、「このまま自然に比率が上がるのを待っていては200年かかる」との予測から、2003年に男性の貿易産業大臣アンスガール・ガブリエルセンによる強力なイニシアチブで会社法が改正され、企業の取締役会にクオータ制を導入された。ここで掲げた目標、上場企業における女性役員比率40%は、2007年12月31日までの期限とされ、達成された。

クオータ制が適用される「公開株式会社」(Allmennaksjeselskap/Public limited company)においては、2022年最新データで役員女性比率が42.6%、CEO比率が9.3%となっており、今後CEOレベルの女性比率向上が課題とされている。

(補足：クオータ制が適用されない「株式会社」の女性役員比率は19.6%、CEO17%)

参照：<http://www.nordiclabourjournal.org/i-fokus/in-focus-2012/nordic-women-break-more-barriers-1/article.2012-03-07.2895697035>

参照：https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/27/1/27_69/_pdf

参照：

<https://www.ssb.no/en/virksomheter-foretak-og-regnskap/eierskap-og-roller/statistikk/styre-og-leiing-i-aksjeselskap>

参照：

<https://www.ssb.no/virksomheter-foretak-og-regnskap/artikler-og-publikasjoner/fleire-kvinner-i-styre-og-leiing>

参照：<https://www.ssb.no/befolkning/faktaside/likestilling>

■罰則

大変厳しい罰則が課せられている。遵守できない場合、つまり企業が法律で与えられた又は法律に基づく規定から導かれる条件を満たす取締役会を、企業登録簿に届け出なかった場合、総会が解散を決定しなければならない。またそれも行わない場合は、地方裁判所の判決により会社の解散が決定される。詳細な流れは下記の通り。

1. ノルウェーの企業登録機関である「Foretaksregisteret」は違法な事態を修正するよう警告を企業に送る。警告はノルウェーの予算登録機関の「Regnskapsregisteret」に報告され、企業は1ヶ月以内に事態を修正・解決する必要がある。

2. 事態が修正されない場合、企業名と違法事態についての情報が「Brønnøysundregisteret」(ノルウェーの公開企業と個人情報登録簿)に掲載される。こ

の場合、企業はさらに1ヶ月の猶予が与えられる。

3.それでも事態が修正されない場合、企業はノルウェーの破産法及び債務整理法に従って強制的に解散させられる。

公開有限責任会社法 16-15 (1) 2

参照：https://lovdata.no/dokument/NL/lov/1997-06-13-45/KAPITTEL_16#KAPITTEL_16

■ 「Likestillings- og diskrimineringsloven」 (男女平等と差別に関する法律)

2018年公布。以前から存在する男女平等法と、その他多くの反差別に関する法律を集約したもの。2020年に改訂され、すべての公的企業、及び定期的に50人以上の従業員を雇用している民間企業は企業内のジェンダー状況を報告、計画、評価する義務が定められた。

参照：<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2017-06-16-51?q=likestillingsloven>